

甲種防火管理新規講習案内

東山梨消防本部

1 目的

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令第3条第1項第1号イの規定により、消防長が防火管理者の資格を付与するために行う甲種防火管理新規講習です。

2 講習の日時、場所及び定員

(1) 日時

令和8年12月2日(水)・3日(木)の2日間

1日目 午前8時45分から午後4時50分頃まで

2日目 午前8時45分から午後3時00分頃まで

(2) 場所

甲州市塩山西広門田385番地 東山梨消防本部 3階 大会議室

(3) 定員

50人(定員になり次第締め切ります。)

3 受講対象者

次の防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者とする。

(1) 特定防火対象物(例…劇場、公会堂、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院、雑居ビル等)で収容人員30人以上かつ、延べ面積が300平方メートル以上の事業所

(2) 非特定防火対象物(例…共同住宅、学校、工場、事務所、官公庁等)で収容人員50人以上かつ、延べ面積500平方メートル以上の事業所

(3) 特定の福祉施設(例…養護老人ホーム等)で収容人員10人以上の事業所

4 受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和8年10月26日(月)から10月30日(金)までの5日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

甲州市塩山西広門田385番地 (電話0553-32-5025)

東山梨消防本部予防課(庁舎2階)

5 受講申込

(1) 受講申請書に受講料5,000円(テキスト代等を含む。)を添えて本人が直接申し込んでください。なお、郵送等の受け付けは一切ありませんのでご注意ください。

(2) 写真1枚(縦4.5cm、横3.5cmの大きさで、6ヶ月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景のないもの)が必要となります。

(3) 「受講申請書」は、塩山消防署及び山梨消防署に準備している他、ホームページ(東山梨行政事務組合・消防本部)でダウンロードすることが出来ます。

※【返金等について】

申し込み後、受講取り消し又は受講しなかった場合、受講料は一切返金しないものとする。ただし、講習会自体が中止となった場合は、返金するものとする。

6 講習科目の一部受講免除

次の資格を有する方は、一部講習科目が免除できますので、資格の免状を添えて申し込んで下さい。

対象者	受講免除科目
消防設備点検資格者講習修了者	防火管理の意義と制度
自衛消防業務講習修了者	

7 注意事項

- (1) 遅刻、早退又は欠席した場合は、「修了証」は交付できません。
- (2) 講習の2日間は、受講票、印鑑、筆記用具を必ず持参してください。
- (3) テキストは、当日お渡しいたします。
- (4) 昼食は、各自で用意してください。
- (5) 駐車場が限られているため、乗り合わせの上ご来場ください。
- (6) その他、不明な点については、東山梨消防本部予防課にお問い合わせください。

8 講習科目・時間

講習日	講習科目	講習時間	時間
12月2日(水) 【1日目】	受付	8:45～9:00	15分
	開講式	9:00～9:10	10分
	防火管理の意義と制度	9:10～11:10	120分
	火気管理	11:20～12:20	60分
	昼食	12:30～13:30	60分
	火気管理	13:30～14:30	60分
	施設及び設備の維持管理	14:40～16:40	120分
	事務連絡	16:40～16:50	10分
12月3日(木) 【2日目】	受付	8:45～9:00	15分
	防火管理に係る消防計画	9:00～11:00	120分
	防火管理に係る訓練及び教育	11:10～12:10	60分
	昼食	12:10～13:00	50分
	防火管理に係る訓練及び教育	13:00～14:00	60分
	効果測定・アンケート	14:10～14:40	30分
	閉講式・修了証交付	14:50～15:00	10分